

健康福祉局事故対策委員会設置要綱

平成 11 年 8 月 25 日
11 川健庶第 812 号

(目的)

第 1 条 健康福祉局の業務上発生した事故処理の適正化を図るとともに、今後の事故防止対策に資するため、健康福祉局事故対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 事故防止対策の推進に関すること。
- (2) 事故にともなう紛争に関すること。
- (3) 事故にともなう損害賠償に関すること。
- (4) 事故にともなう求償に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、健康福祉局長をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、総務部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 委員は、医務監、生活保護・自立支援室長、地域包括ケア推進室長、長寿社会部長、障害保健福祉部長、保健医療政策部長、保健医療政策部担当部長〔保健政策・保健所長〕、医療保険部長及び総務部庶務課長をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要と判断した場合に召集し、委員長は、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、調査審議事項について必要と認めるときは関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部庶務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会において必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則 (平成11年9月11日。11川健庶第812号。局長専決)

この要綱は、平成11年9月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日。18川健庶第772号。局長専決)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日。20川健庶第74号。部長専決)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日。20川健庶第2174号。部長専決)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日。28川健庶第2353号。部長専決)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日。29川健庶第1910号。部長専決)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日。7川健庶第52号。部長専決)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。